

事務連絡
平成24年8月22日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」等の公布について

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」及び「社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）」が本日付けで公布された。

これらの法律について下記の参考資料を送付するので、その内容につき御了知いただくとともに、市町村において年金相談等を担当する職員の理解の増進が図られるよう、貴管内各市町村への参考資料の送付方よろしく取り計らわれない。

記

資料番号	資料の内容
1	「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の概要について
2	「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の概要について
3	「社会保障制度改革推進法」の概要について
4	「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日について

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律

資料1

＜主要項目＞（衆議院での修正を反映）

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行）
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。（平成28年10月から施行）（※）
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。（2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。（※）

注）（1）、（2）、（5）については、税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てる。

（※）は、衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

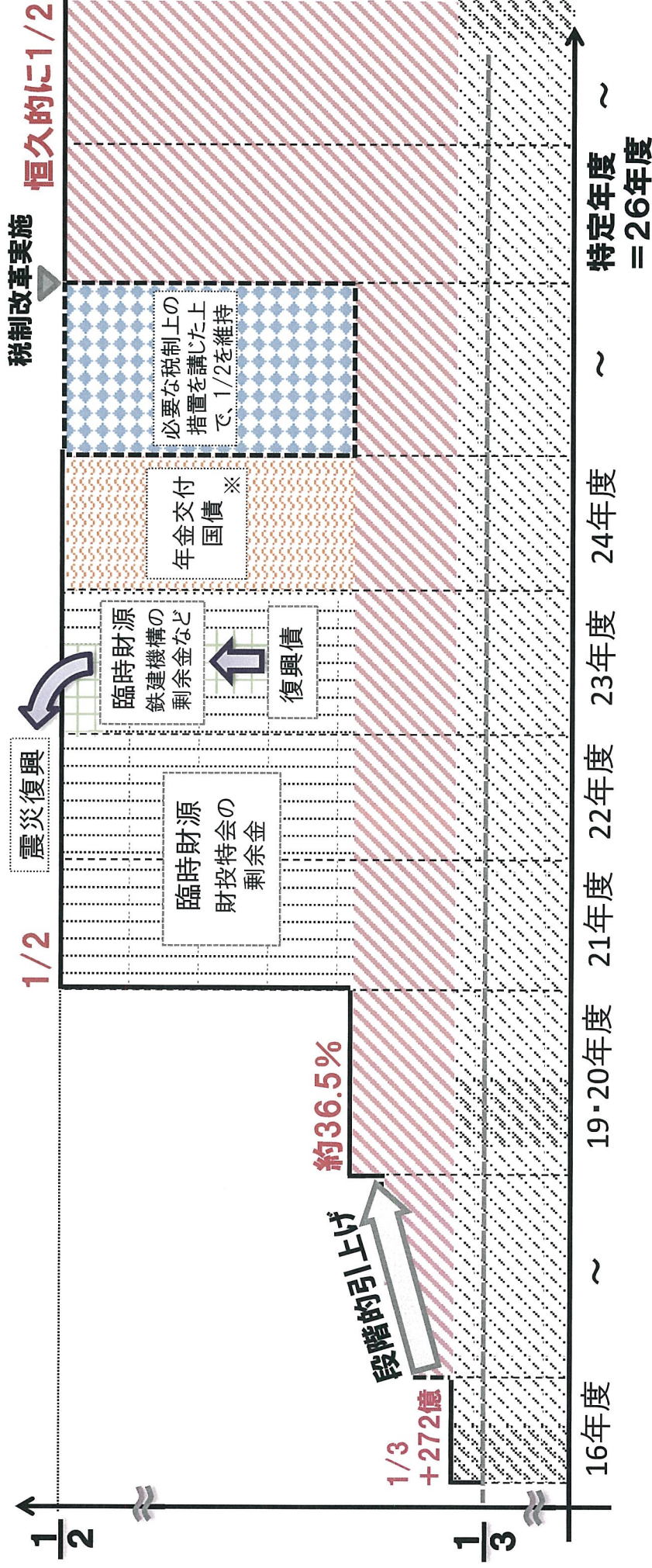
※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

特定年度（基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度）

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税（8%）により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（平成24年2月10日閣議決定）で交付国債の発行に関する規定を措置。ただし、交付国債の償還に関する規定は、衆議院での修正により、公的年金の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案から削除された。

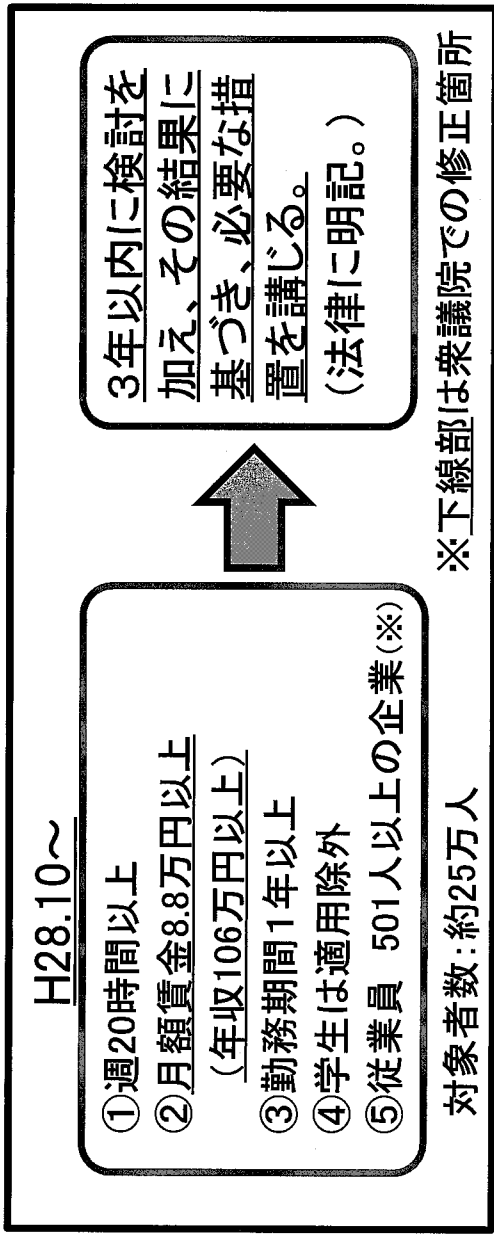
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《具体案》

短時間労働者への適用拡大



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考)平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

- ① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

対象者数:約10～20万人

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援助金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかつた期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

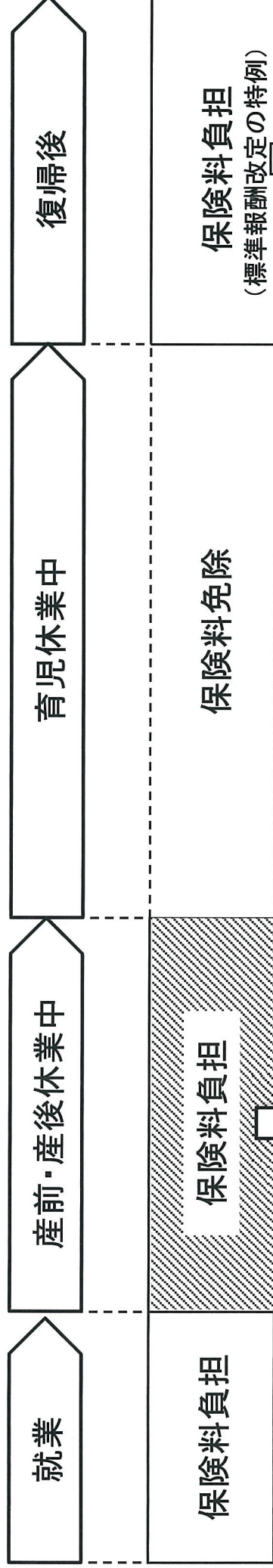
- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【国民年金被保険者に対する保険料免除措置の検討】(衆議院の修正により追加)

- ・国民年金の第1号被保険者に対する産前6週間・産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置を検討。

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



保険料免除

産前産後休業を終了した際にも
同様の標準報酬の改定

法案中の検討規定について(※)は衆議院での修正により追加されたもの)

(3年後の検討)

○ 政府は、この法律の施行後3年を目処として、この法律の施行の状況を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(短時間労働者への社会保険の適用範囲 施行3年後の検討)

○ 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。(※)

(低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付)

○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「税制改正法」という。)の附則第1条第2項に掲げる規定の施行の日(平成27年10月1日)から、公的年金制度の年金受給者のうち、低所得である高齢者又は所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置としての給付にかかる制度を実施するため、税制改正法の公布の日から6ヶ月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。この場合において、その財源は、税制改正法の施行により増加する消費税の収入を活用して確保するものとする。(※)

(高額所得による老齢基礎年金の支給停止の検討)

○ 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。(※)

(第1号被保険者に対する出産前後の保険料免除の検討)

○ 国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金の保険料の納付義務を免除する措置については、検討が行われるものとする。(※)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)～(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

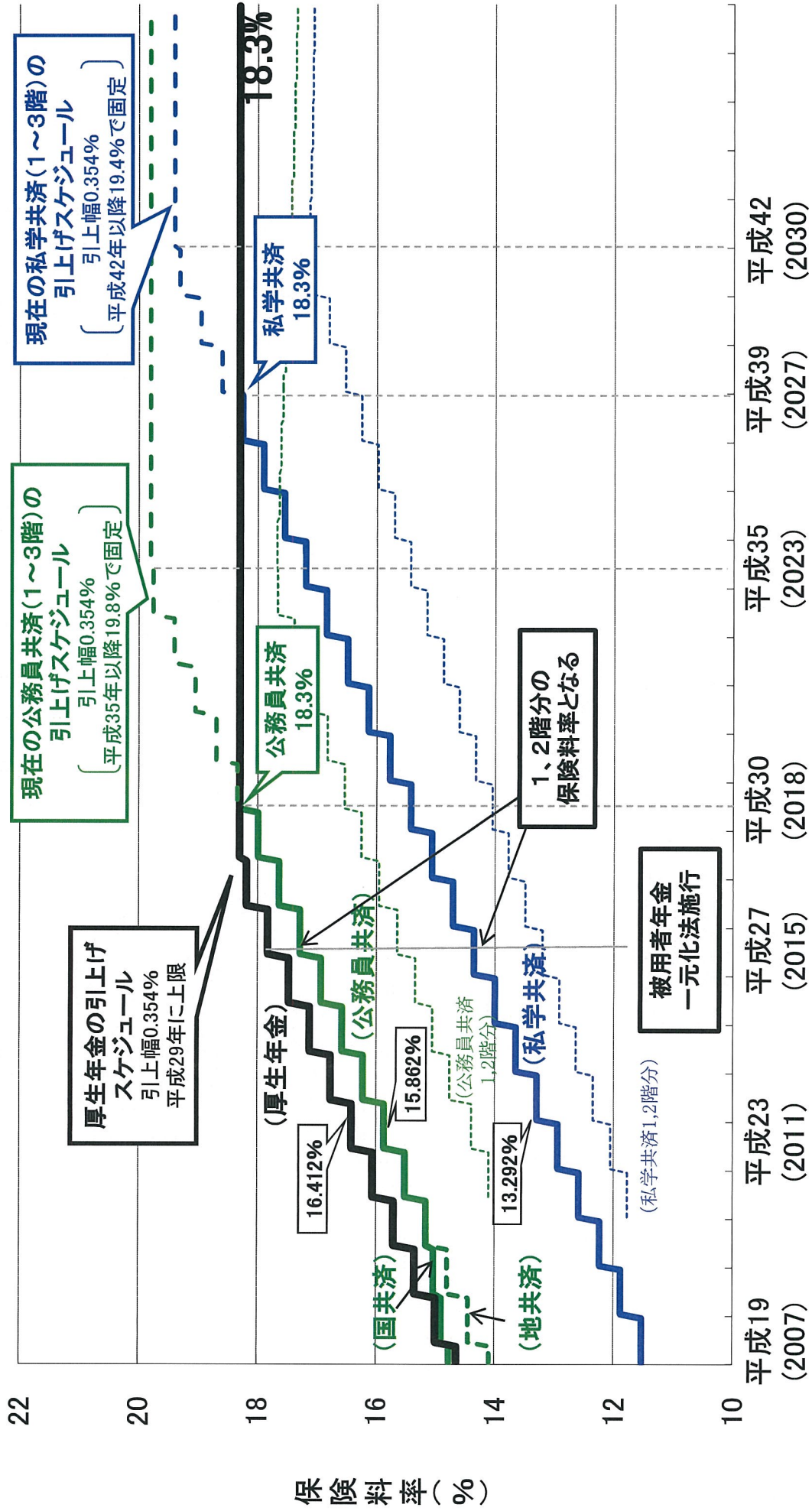
制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度(下表⑤)など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金に揃える(⑥の厚生年金の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過的措施として存続する)など、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。

厚生年金		共済年金	
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)	
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖母、又は兄弟姉妹 (注:今年3月に提出した年金改正法案(年金機能強化法案)で、甥姪など3親等内の親族にも拡大)	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖母)、又は遺族がないときは相続人	
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金十一年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金十一年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合(賃金十一年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式	
④障害給付の支給要件	○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合(賃金十一年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。	
⑤遺族年金の転給	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要(保険料納付要件あり)。 ○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○保険料納付要件なし。 ○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)	
(経過的措施)			
⑥女子の支給開始年齢	○60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。(昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。(昭和16年4月2日以降生まれ～)	

保険料率の統一

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1) 各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。
 (注2) 公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(参考)

	現在の 保険料率	現行の引き上げスケジュール	法案での引き上げスケジュール
厚生年金	16.412%	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定	同左
公務員共済 (国共済・地共済)	15.862% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.6%程度引き上げられることになる。
私学共済	13.292% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成42年以降は19.4%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成39年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.2%程度引き上げられることになる。

※ 職域部分を含めた保険料率

共通財源とする積立金の仕分けについて

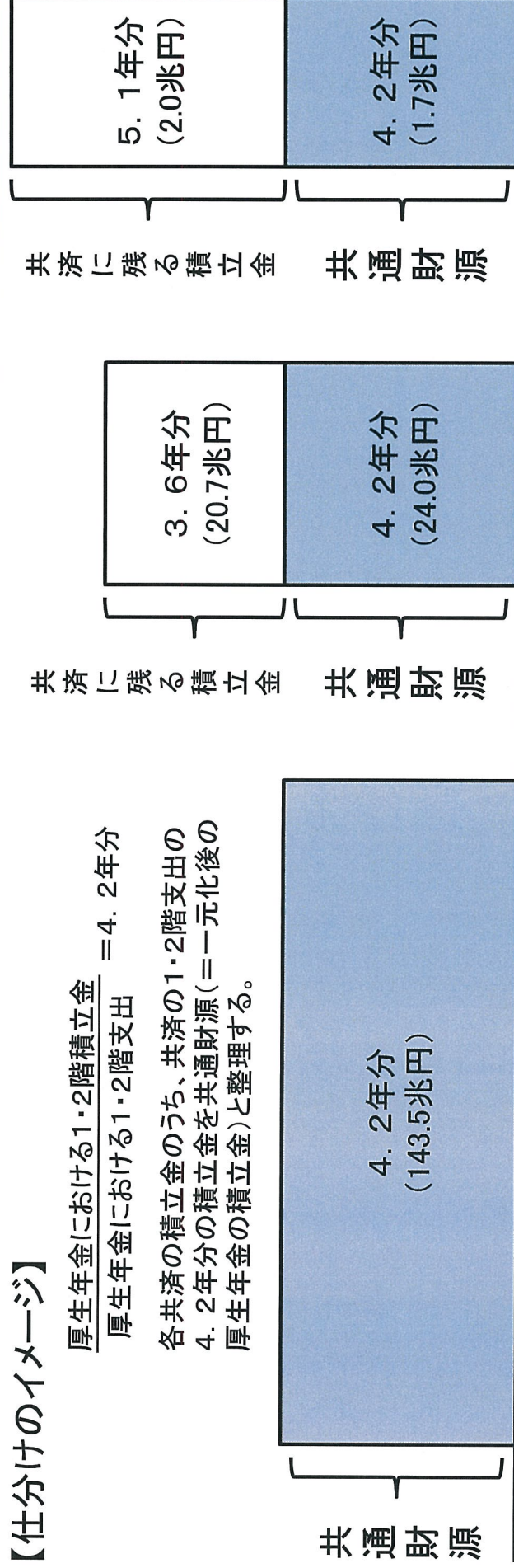
現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分けの必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

【仕分けのイメージ】

$$\frac{\text{厚生年金における1・2階積立金}}{\text{厚生年金における1・2階支出}} = 4.2\text{年分}$$

各共済の積立金のうち、共済の1・2階支出の4.2年分の積立金を共通財源(=一元化後の厚生年金の積立金)と整理する。



厚生年金

(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。

経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0% (経済中位ケース)。また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34 (出生中位、死亡中位ケース)。

事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等

○ 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団(共済組合等)を規定する。

※ 効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

○ 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。

○ 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示する。

○ 一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的に実施する。

○ 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるとともに、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。

○ 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定する。

○ 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

(企 業 年 金)	
本 人 分	老齢厚生年金 (報酬比例年金) 99,858円
配 偶 者 分	老齢基礎年金 65,541円 老齢基礎年金 65,541円

合計 230,940円

(企業年金を含まない)

[共 済 年 金]

(共 済 年 金)	
職域部分 19,971円	
本 人 分	退職共済年金 (報酬比例年金) 99,858円 老齢基礎年金 65,541円
配 偶 者 分	老齢基礎年金 65,541円

合計 250,915円

(職域部分を含む)

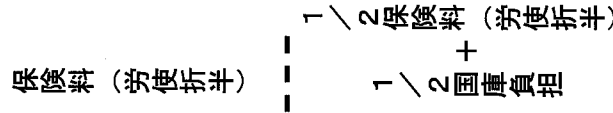
(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額 (230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月 (40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額：平均報酬月額 (賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

※平成24年度価格



公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金の取扱い

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方については、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるとい趣旨を規定。また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについては、別に法律で定めるとい趣旨を規定。

附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第3条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(…中略…)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(…中略…)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

※施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来通り職域部分を支給する。

追加費用の削減

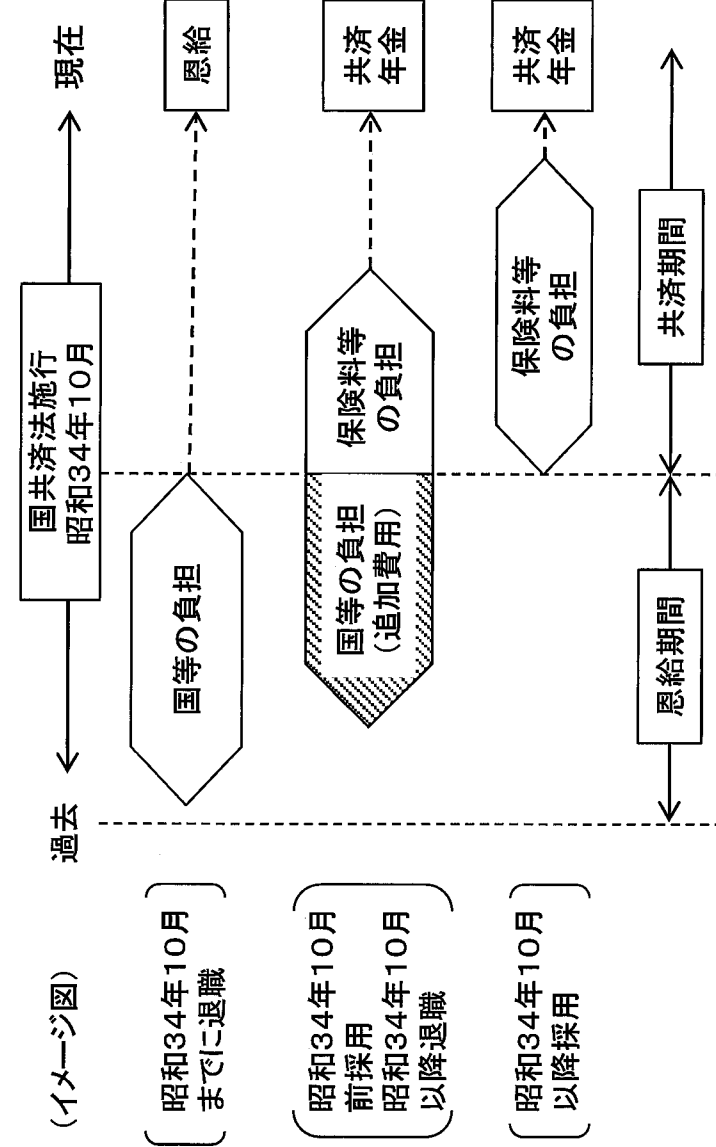
○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。

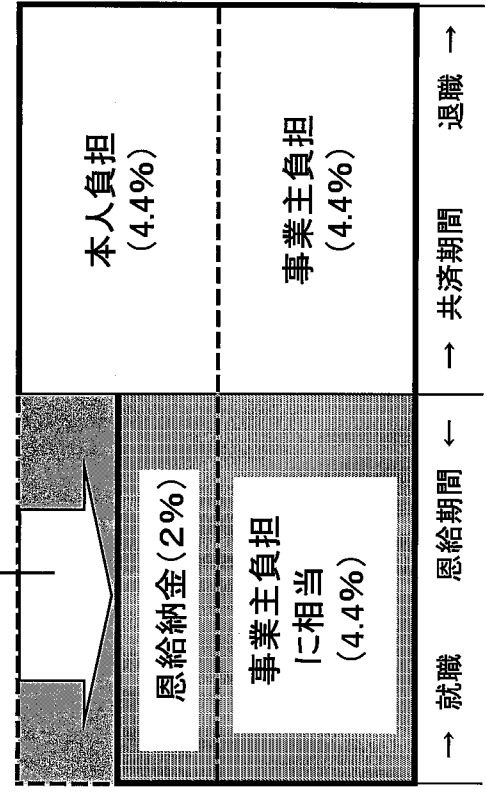
追加費用について(国家公務員共済の場合)



追加費用の減額の考え方

※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合っって27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{負担が少くない}$$



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

被 用 者 年 金 制 度 の 現 状

(平成22年度末(平成23年3月末)現在)

区 分	適 用 者 数 ①	老 齢 (退 職) 年 金 受 給 権 者 数 (老 齢 ・ 退 年 相 当) ②	年 金 扶 養 比 率 ① ②	老 齢 (退 職) 年 金 平 均 年 金 月 額 (老 齢 ・ 退 年 相 当) (繰上げ・繰下げ等除く)	積 立 金 簿 価 ベー ス [時 価 ベー ス]	積 立 比 率 簿 価 ベー ス [時 価 ベー ス]	保 険 料 率 (平 成 24 年 4 月)	老 齢 (退 職) 年 金 支 給 開 始 年 齢 (平 成 24 年 度)
厚 生 年 金 保 険	3,441	1,441	2.39	16.2	113.5 [114.2] ※厚生年金基金の 代行部分を含む場合 [140.7]	4.1 [4.1] ※厚生年金基金の 代行部分を含む場合 [4.8]	16.412	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
国 家 公 務 員 共 済 組 合	105	69	1.53	21.7	8.2 [8.1]	6.2 [6.1]	15.862	
地 方 公 務 員 共 済 組 合	288	188	1.53	22.5	38.4 [36.6]	10.0 [9.7]	15.862	
私 立 学 校 教 職 員 共 済	48	12	4.19	21.3	3.4 [3.4]	9.0 [9.0]	13.292	
合 計	3,883	1,710	2.27	17.1				

(注) 1. 老 齢 (退 職) 年 金 平 均 年 金 月 額 は、老 齢 基 礎 年 金 を 含 ん だ も の で あ る。た だ し、繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給 (減 額 退 職 年 金 を 含 む) を 選 択 し た 者 と、報 酬 比 例 部 分 の 支 給 開 始 年 齢 に 到 達 し て い る が 定 額 部 分 の 支 給 開 始 年 齢 に 到 達 し て い る 者 は 除 外 し て 推 計 し て い る。共 済 組 合 は 職 域 加 算 部 分 を 含 む。

2. 厚 生 年 金 保 険 に お け る 坑 内 員 及 び 船 員 の 保 険 料 率 は、16.944% で あ る。

3. 厚 生 年 金 保 険 の 積 立 金 [時 価 ベー ス] は、旧 年 金 福 祉 事 業 団 か ら 承 継 し た 資 産 に 係 る 損 益 を 含 め て、年 金 積 立 金 管 理 運 用 独 立 行 政 法 人 に お け る 市 場 運 用 分 の 運 用 実 績 を 時 価 ベー ス で 評 価 し た も の で あ る。な お、承 継 資 産 に 係 る 損 益 の 厚 生 年 金 ・ 国 民 年 金 へ の 按 分 は、厚 生 年 金 ・ 国 民 年 金 の 元 本 平 均 残 高 の 比 率 に よ り 行 っ て い る。

4. 積 立 比 率 と は、前 年 度 末 に 保 有 す る 積 立 金 が、実 質 的 な 支 出 の う ち、保 険 料 拠 出 に よ っ て 賄 う 部 分 (国 庫 ・ 公 経 済 負 担 を 除 いた 部 分) の 何 年 分 に 相 当 し て い る か を 表 す 指 標 で あ る。
(前 年 度 末 に 保 有 す る 積 立 金 が、国 庫 ・ 公 経 済 負 担 や 追 加 費 用 を 含 め た 実 質 的 な 支 出 総 額 の 何 年 分 に 相 当 し て い る か を 表 す 積 立 度 合 と は 異 な る。)

社会保障制度改革推進法

第一 総則

一 目的

この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保障料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とすること。

二 基本的な考え方

社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 1 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 2 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保障料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 3 年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保障料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 4 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

三 国の責務

国は、二の基本的な考え方にのっとり、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

四 改革の実施及び目標時期

政府は、第二の基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第三の一の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第二 社会保障制度改革の基本方針

一 公的年金制度

政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 1 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第三の一の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 2 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

二 医療保険制度

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 1 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 2 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 3 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 4 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第三の一の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

三 介護保険制度

政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

四 少子化対策

政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもを保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三 社会保障制度改革国民会議

一 社会保障制度改革国民会議の設置

平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第一の二の基本的な考え方にのっとり、かつ、第二の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)を置くこと。

二 組織等

国民会議は委員二十人以内をもって組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと、国民会議に事務局を置くこと等、国民会議の組織等に関し、必要な事項を定めること。

三 設置期限

国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

第四 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 生活保護制度の見直し

政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 1 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 2 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日について

① 公布日（平成24年8月22日）から1年以内（～平成25年8月）

○公務員の恩給期間に係る追加費用削減

② 消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）

○遺族基礎年金の男女差解消

○基礎年金国庫負担2分の1に関する特定年度を定める改正

③ 公布日から2年以内（～平成26年8月）

○給付関係

・繰下げ支給の取扱いの見直し

・旧法国民年金任意加入者の保険料未納期間の合算対象期間への算入

・障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

・特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

・未支給年金の請求範囲の拡大

○保険料免除、収納対策関係

・国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善

・国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し

・産休期間中の保険料免除、従前標準報酬月額の特例

・付加保険料の納付期限の延長

○その他

・所在不明高齢者に係る届出の義務化

④ 平成27年10月1日

○受給資格期間の短縮

○被用者年金一元化

⑤ 平成28年10月1日

○短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

○健康保険・船員保険の兄弟の被扶養認定における同一世帯要件の撤廃

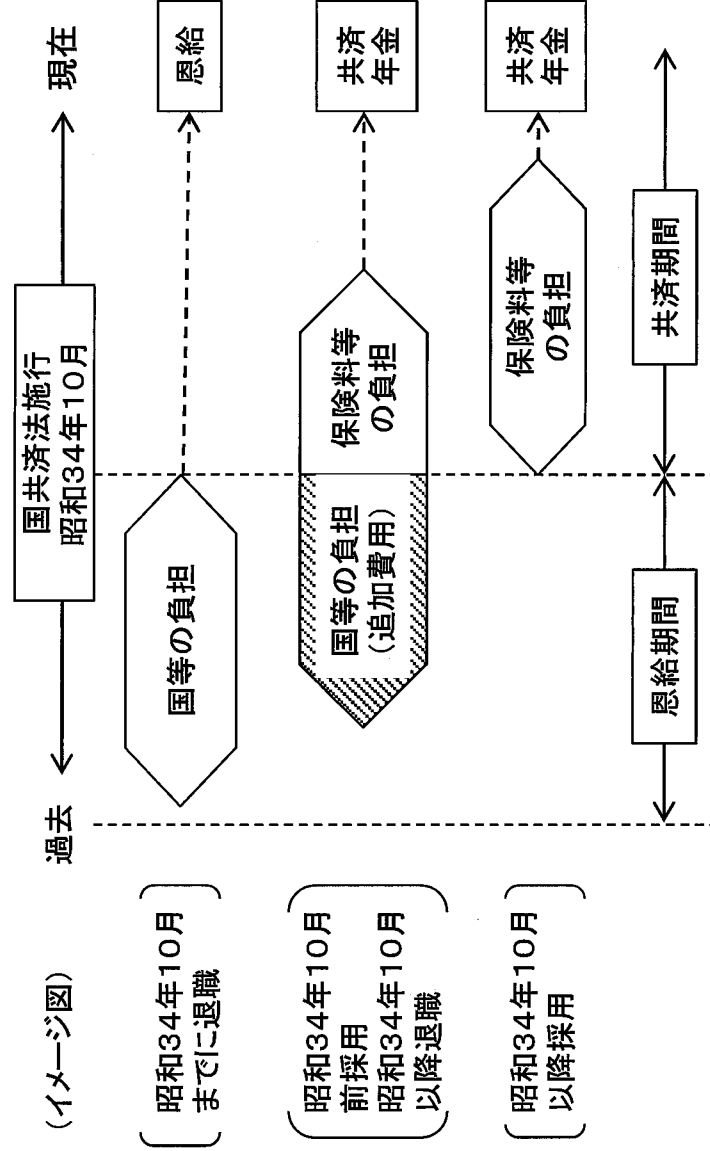
恩給期間に係る追加費用削減

○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、②230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。
(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。

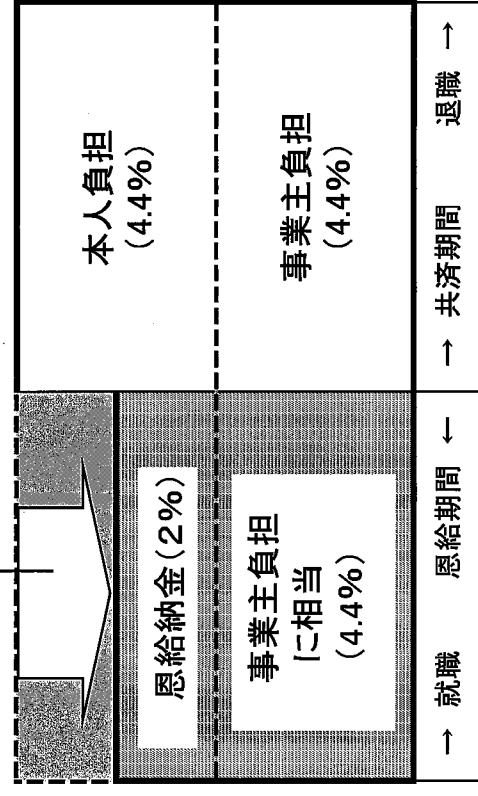
追加費用について(国家公務員共済の場合)



追加費用の減額の考え方

※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{負担が少くない}$$



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

遺族基礎年金の男女差解消

<現行制度>

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組みである。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある妻又は子となっている。(子に対する遺族基礎年金は、生計が同じくする父母が存在する間は支給停止となる。)
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻(子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期。)又は子(支給停止はないため父子家庭にも支給)、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。
- 以上のように、遺族年金の支給対象者には男女差が存在している。また、遺族給付においては、厚生年金の中高齢寡婦加算や、国民年金の寡婦年金など、女性のみに給付される制度が存在している。
- <改正内容>
- このうち、遺族基礎年金について、支給対象者に子のある夫を加え、男女差を解消する。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある妻		子		夫・父母・祖父母		孫	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	○ (55歳以上※2)	×	×
30歳以上 55歳未満	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	×	×	×
30歳未満	×	○ (有期5年間)	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	○ (18歳年度末まで※1※3)	○ (18歳年度末まで※1)	×	×	×	○ (18歳年度末まで※1)

※1 障害のある者については20歳到達日まで

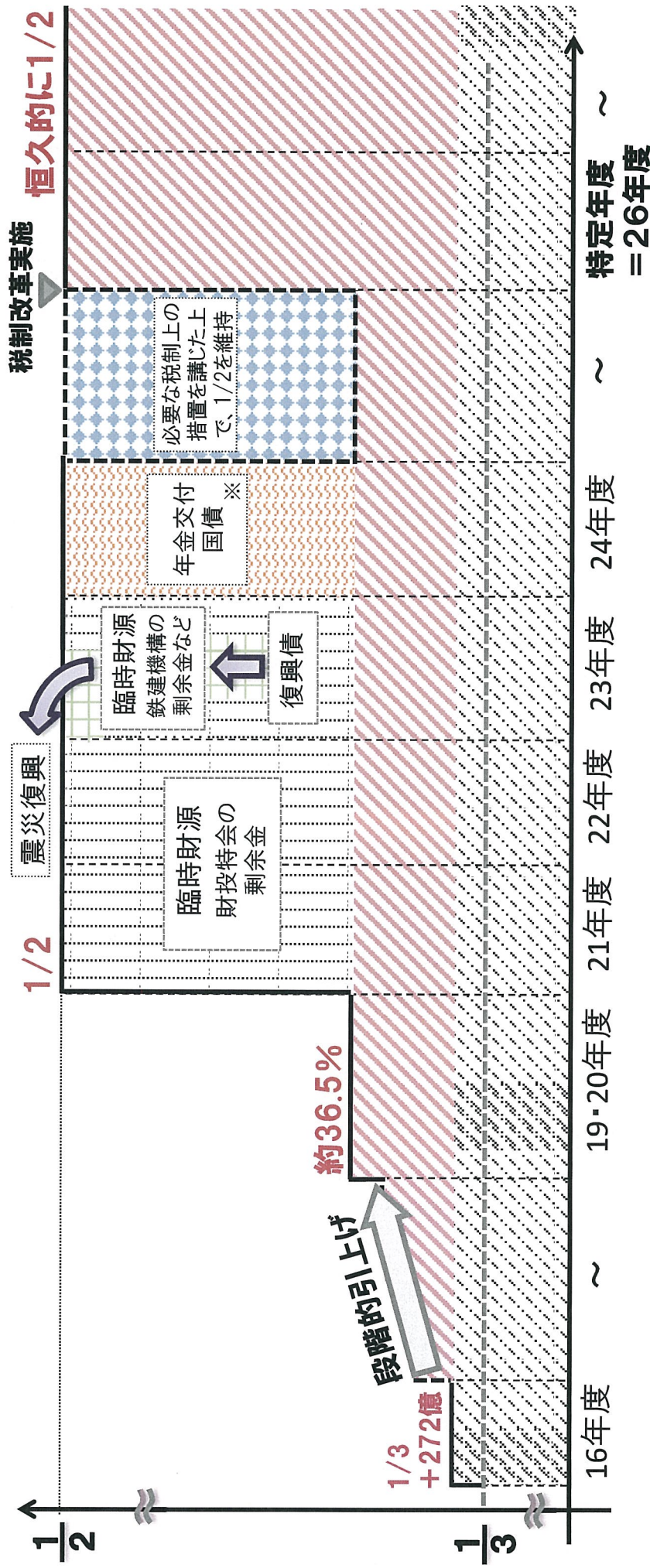
※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止

※2 55歳から60歳までは支給停止

基礎年金国庫負担1/2に関する特定年度を定める改正

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。

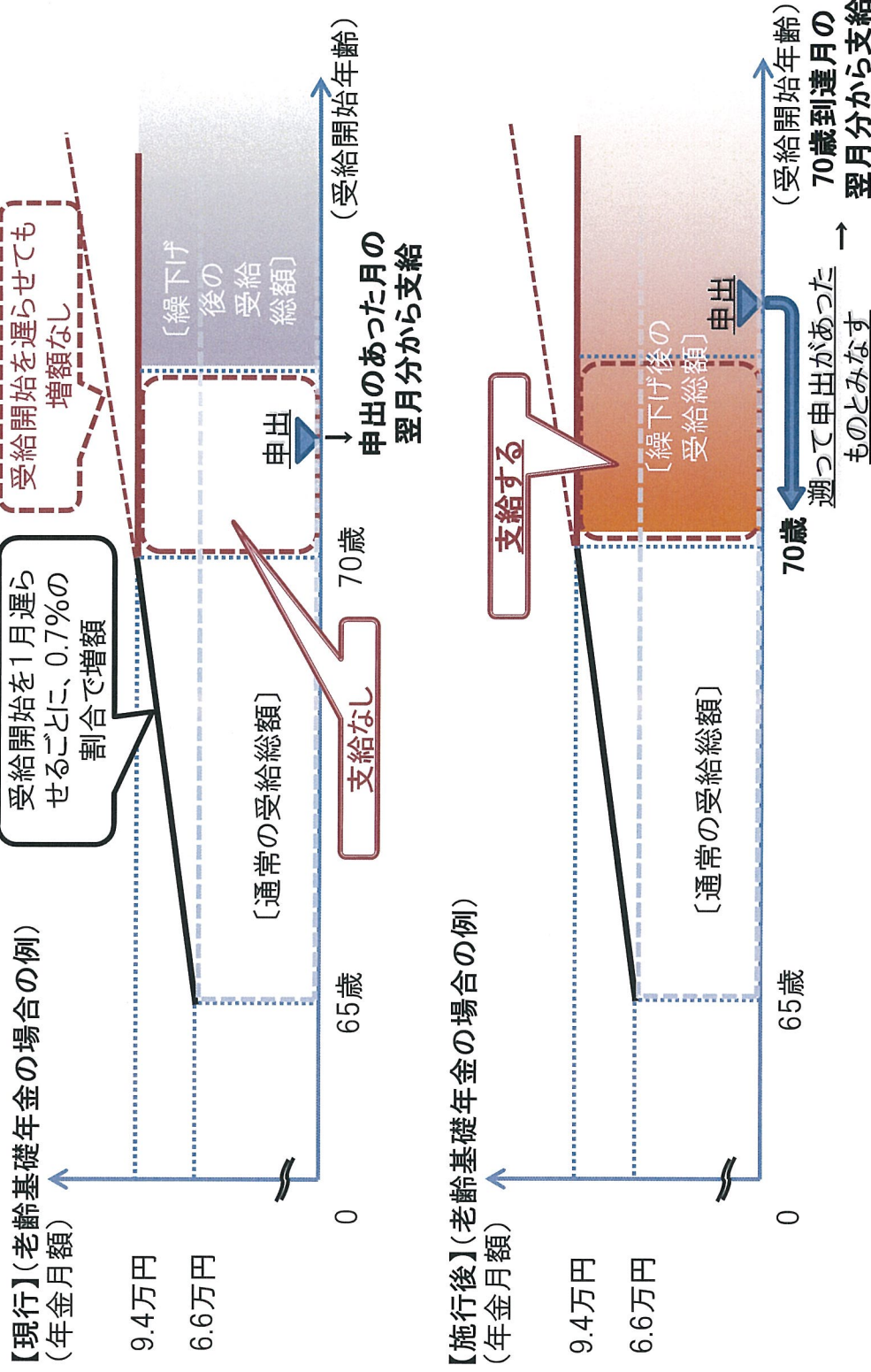


※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日閣議決定)で交付国債の発行に関する規定を措置。ただし、交付国債の償還に関する規定は、衆議院での修正により、公的年金の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案から削除された。

繰下げ支給の取扱いの見直し

<改正内容>

- 70歳に達した後繰下げ支給の申出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった月の翌月以降の年金しか支払われない扱いとされていることについて、繰下げの申出を行うまでの期間の給付も行うこととする。



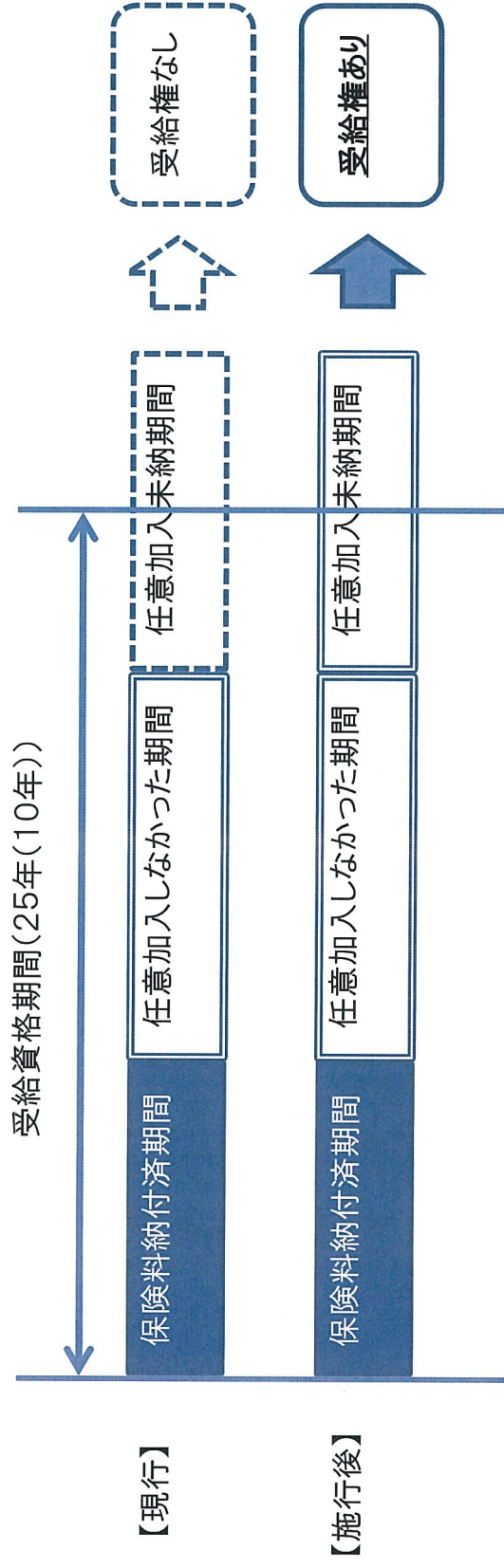
旧法国民年金任意加入者の保険料未納期間の合算対象期間への算入

<改正内容>

- ・国民年金の任意加入被保険者（基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や、基礎年金制度導入後の海外在住者など）が、その保険料を納付しなかった場合についても、任意加入を行わなかった期間と同様に、法改正の施行以降、当該期間を合算対象期間として取扱うこととする。

<対象となる任意加入未納期間>

- ・基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・20歳以上の学生で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
 - ・基礎年金制度導入後の海外在住者で任意加入をしたが保険料納付を行わなかった期間
- これらの期間について、任意加入をしなかった期間と同様に、合算対象期間とする。



障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

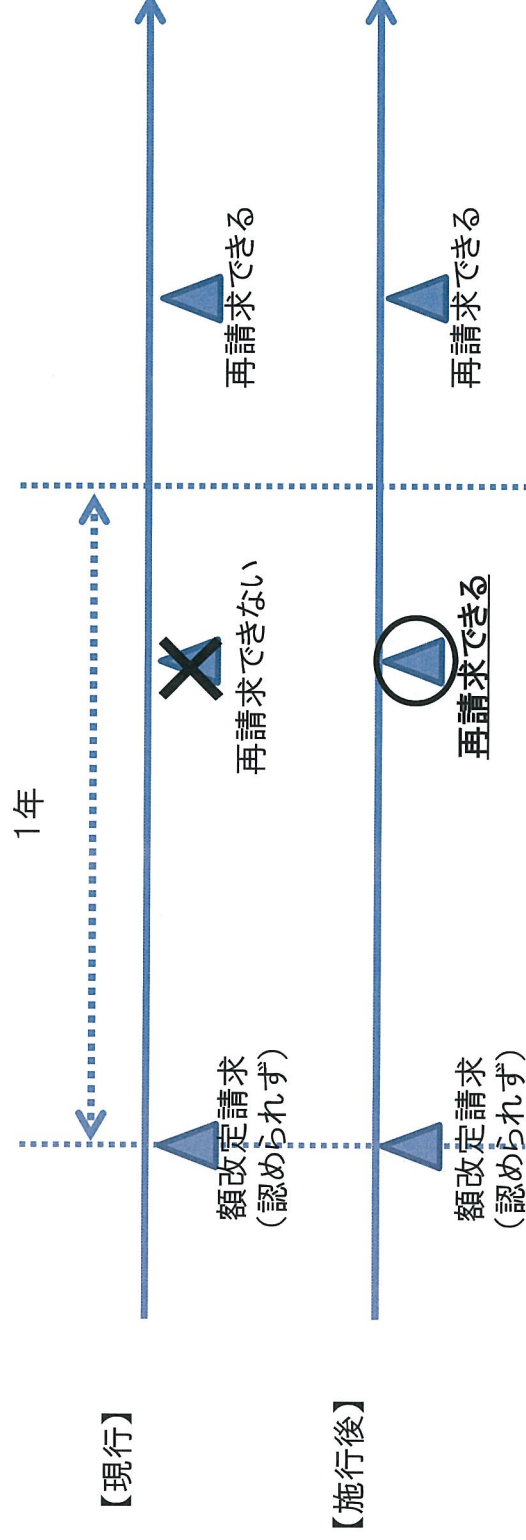
<改正内容>

- ・ 障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待機期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待機期間を要しないこととする。

<額改定請求について>

- ・ 障害年金の額改定請求には、事務負担等を考慮し、1年間の待機期間が設けられている。

→ 今後、明らかに外見的に障害の程度が増進したことが確認できる場合などには、額改定の請求を認めることとする。なお、具体的な事例は省令等で定めることとする。



特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

＜改正内容＞

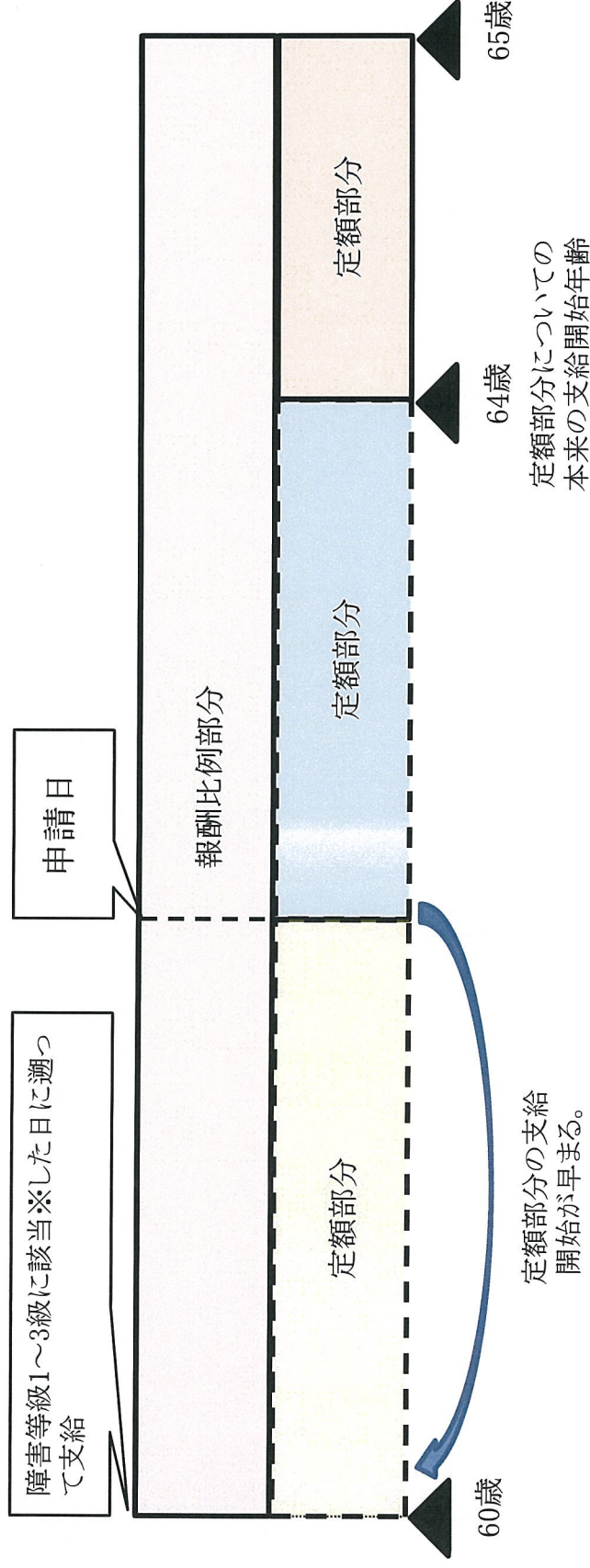
- ・特別支給の老齢厚生年金（特老厚）の支給開始年齢（現在は60歳）に達しており、障害等級の1級から3級に該当している者については、本人からの請求があれば、請求の翌月から特老厚の定額部分を支給することとしている。これについて、障害年金受給者については、請求時以降とはせず、障害状態にあると判断される時（特老厚の支給開始年齢以前から障害状態にある場合は、支給開始年齢以降）に遡って障害特例による支給を行うこととする。

＜特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の見直し＞

- ・ 現在、請求時以降の支給となっているが、これについて、障害状態にあると判断されるときに遡って支給することとする。

（障害特例のイメージ図）

【施行後】



※傷病の固定しているとき又は初診日から1年6ヶ月以上経過した日に障害状態にあるとき

未支給年金の請求範囲の拡大

<改正内容>

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

- 生計を同じくしていた
- ・配偶者
 - ・子
 - ・父母
 - ・孫
 - ・祖父母
 - ・兄弟姉妹



【施行後】

生計を同じくしていた

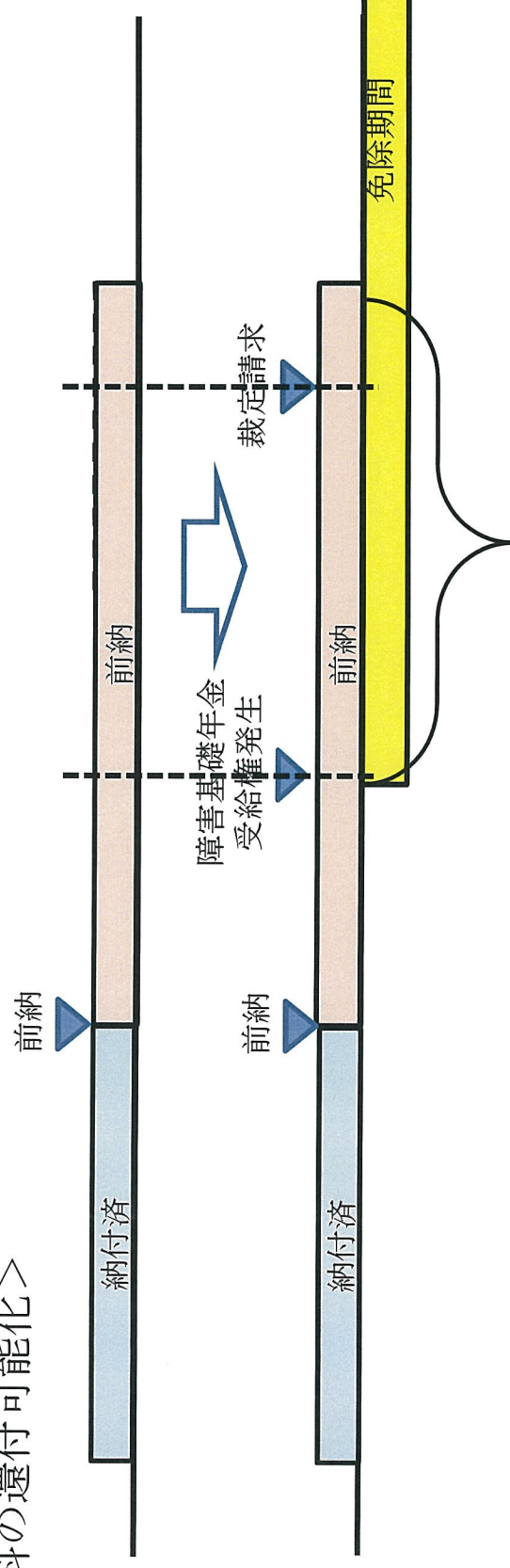
- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・甥、姪
- ・子の配偶者
- ・叔父、叔母
- ・曾孫、曾祖父母
- ・上記の者の配偶者等

国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善

＜改正内容＞

- ①国民年金保険料を前納した後、免除に該当するようになった場合に、免除当日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月分以後の分に係るものについて、還付を可能とする。
- ②遡及して法定免除となった場合に、当該法定免除となった期間の分として免除後に納付されていた保険料が必ず還付される取扱いについて、本人が特に希望する場合には、当該期間を保険料納付済期間として取り扱えるようにする。
- ③法定免除に該当する場合（障害基礎年金の受給権者となったとき等）に、将来の年金権確保のために特に希望する者については、その後に納付すること又は前納を行うことを可能とする。

＜前納保険料の還付可能化＞

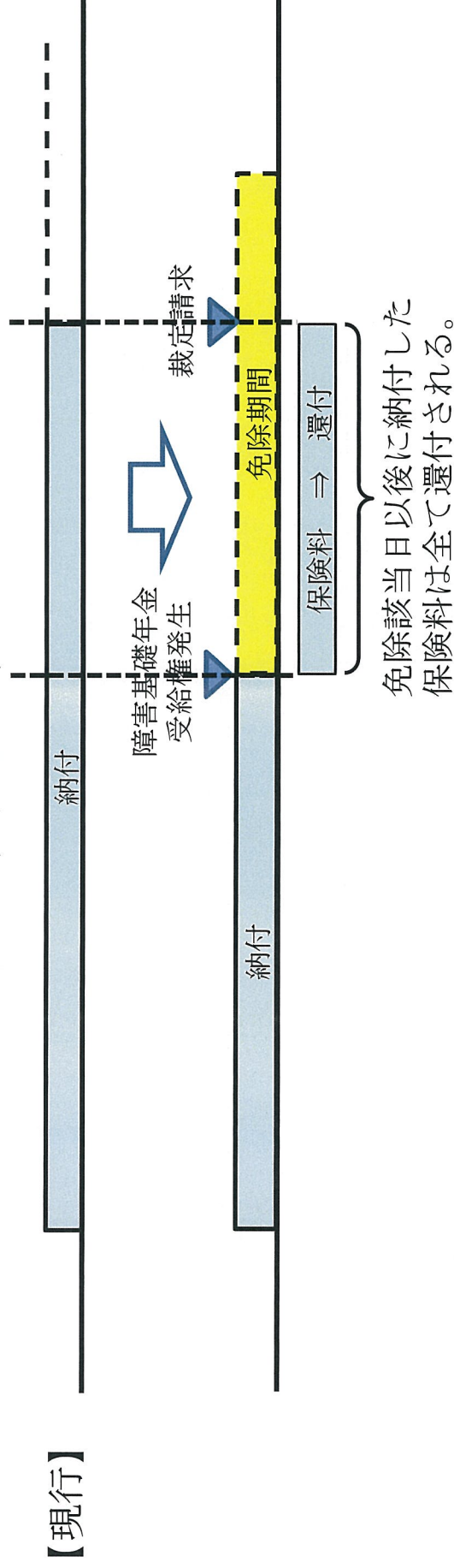


【現行】

免除当日前に前納されたものは、
免除当日以後に係る分も還付されない。

【施行後】 ○免除当日以後に係る分について、還付を可能とする。

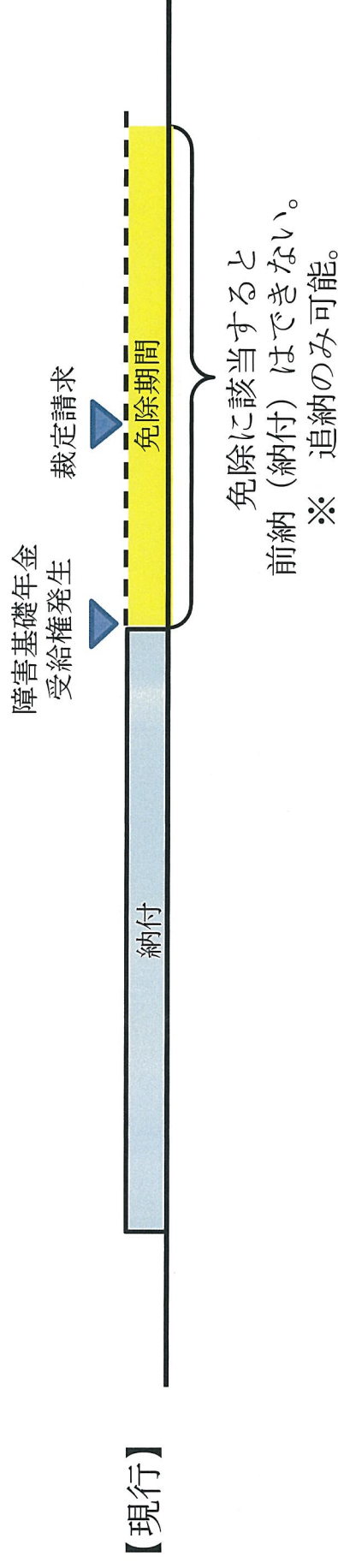
＜法定免除遡及該当の場合の保険料納付済期間可能化＞



【施行後】 ○保険料納付済期間とすることを可能とする。

※将来、障害が軽快した場合には、障害基礎年金が支給停止となり、老齢基礎年金を受給することになるので、保険料を納めたいと希望する者がある。免除となった上で、追納することも可能だが、2年以上前の期間分には利子分の加算が加わることや、前納割引ができない問題点がある。

＜法定免除該当の場合の保険料納付又は前納の可能化＞



【施行後】 ○保険料を納付すること又は前納を行うことを可能とする。

国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し


(具体的な改正内容)

- ・保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

○ 現行制度における保険料免除

申請日の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行っている。


申請月
▼ (例)

21年 11月		23年 7月	23年 12月
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ○保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であつても、免除にならず、資力のない者は未納になっていた期間 </div>			
		 免除承認期間	

【現行】

☆見直し後は、当該保険料を納付することを要しないものとす
べき月の属する年の前年(又は前々年)の所得により免除の審査を行うもの。

申請月
▼ (例)

21年 11月		23年 7月	23年 12月
 免除承認期間			

【施行後】

- 学生納付特例制度、若年者納付猶予制度も同様に過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにする。

産休期間中の保険料免除・従前標準報酬月額の特例

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

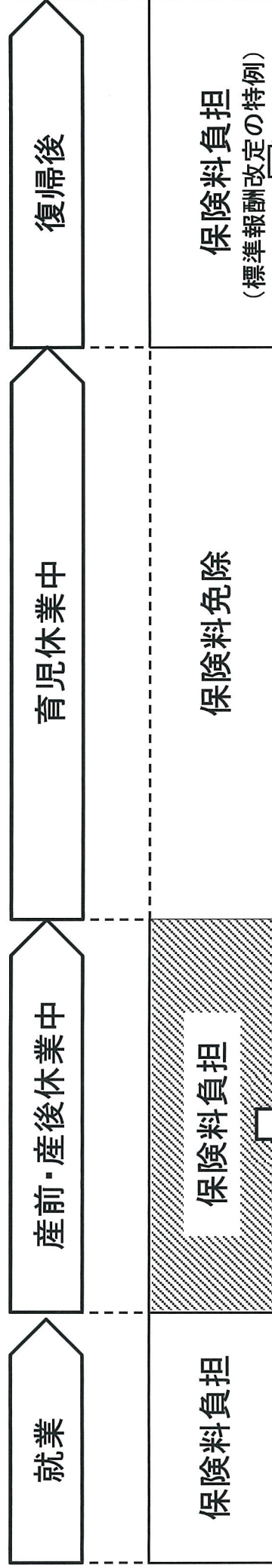
- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のもとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【国民年金被保険者に対する保険料免除措置の検討】(衆議院の修正により追加)

- ・国民年金の第1号被保険者に対する産前6週間・産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置を検討。

【現行と施行後の保険料負担のイメージ】



保険料免除

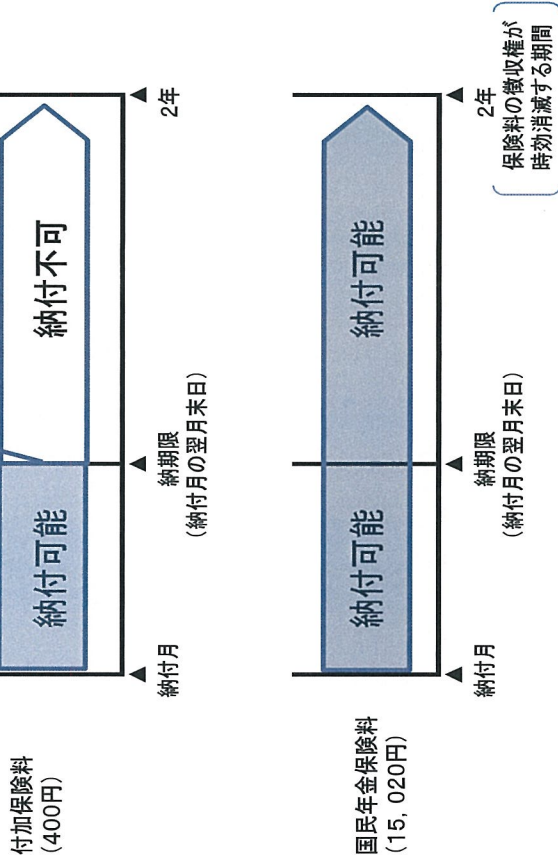
産前産後休業を終了した際にも
同様の標準報酬の改定

付加保険料の納付期間の延長

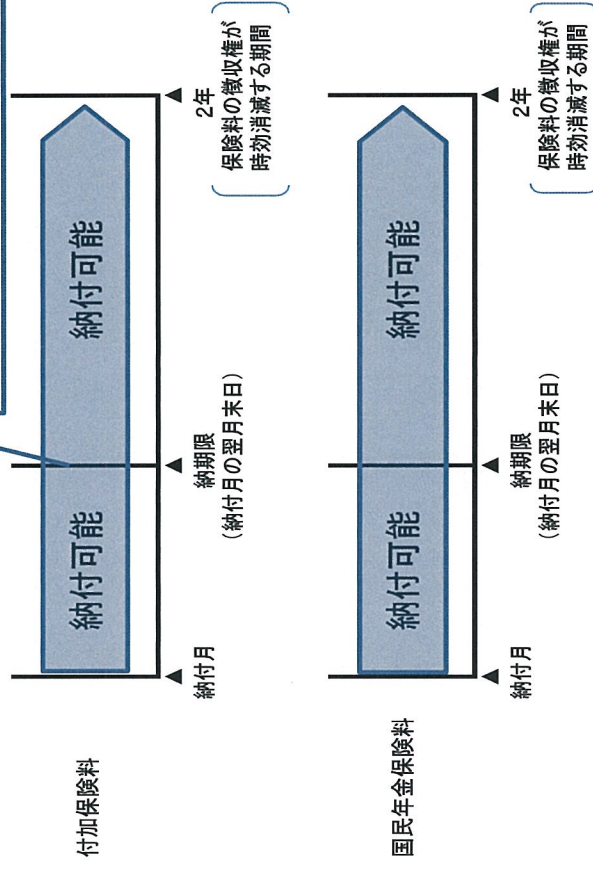
<改正内容>

- ・ 国民年金の上乗せの年金であり、任意加入である付加年金の付加保険料については、通常の国民年金保険料と異なり、納期限日（翌月末日）までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、その後は納付することができない。しかし、実際の納付は、国民年金保険料と付加保険料を一体的に行われ、ことに鑑み、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようにする。

【現行】



【施行後】



○年金制度に関する改善要望<日本年金機構 平成23年3月>
 国民年金本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末の納期限以降は納付することができないため、付加保険料の納期限をめぐるとらぶが多く、また、付加保険料の納期限経過ケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等、本人・年金事務所双方にとって事務負担が大きいため、予め付加保険料を申し出ていたことを前提として付加保険料納付期間を本体同様2年とする。

所在不明高齢者に係る届出の義務化

<改正内容>

- ・年金受給権者の所在が明らかでない場合に、受給権者の属する世帯の世帯員に対して、所在不明である旨の届出を義務化し、年金支給の一時差止めを行う。

【現行】

- 年金受給権者が所在不明となった場合、現在は同居の世帯員等に届出義務を課しておらず、家族等から所在不明である旨の相談等があった場合に、日本年金機構が受給権者の生存確認を行った上で、年金の支給を一時差し止めている。



【施行後】

- 近年、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず、年金が支給され続けている事例が問題となっており、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して年金の支給を一時差し止めることとする。
- 具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求めた上、その提出がない場合には、年金の支給を一時差し止める。

<届出を行わない者に対する取組>

- 届出を行わない者に対する取組として、後期高齢者医療の利用情報を活用し、一定期間にわたって利用実績のない者を対象に、日本年金機構の職員による訪問調査を行っている。
- ※後期高齢者医療の対象とならない者については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求めると、過払いを防止する取組を今後検討する。

受給資格期間の短縮

＜改正内容＞

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

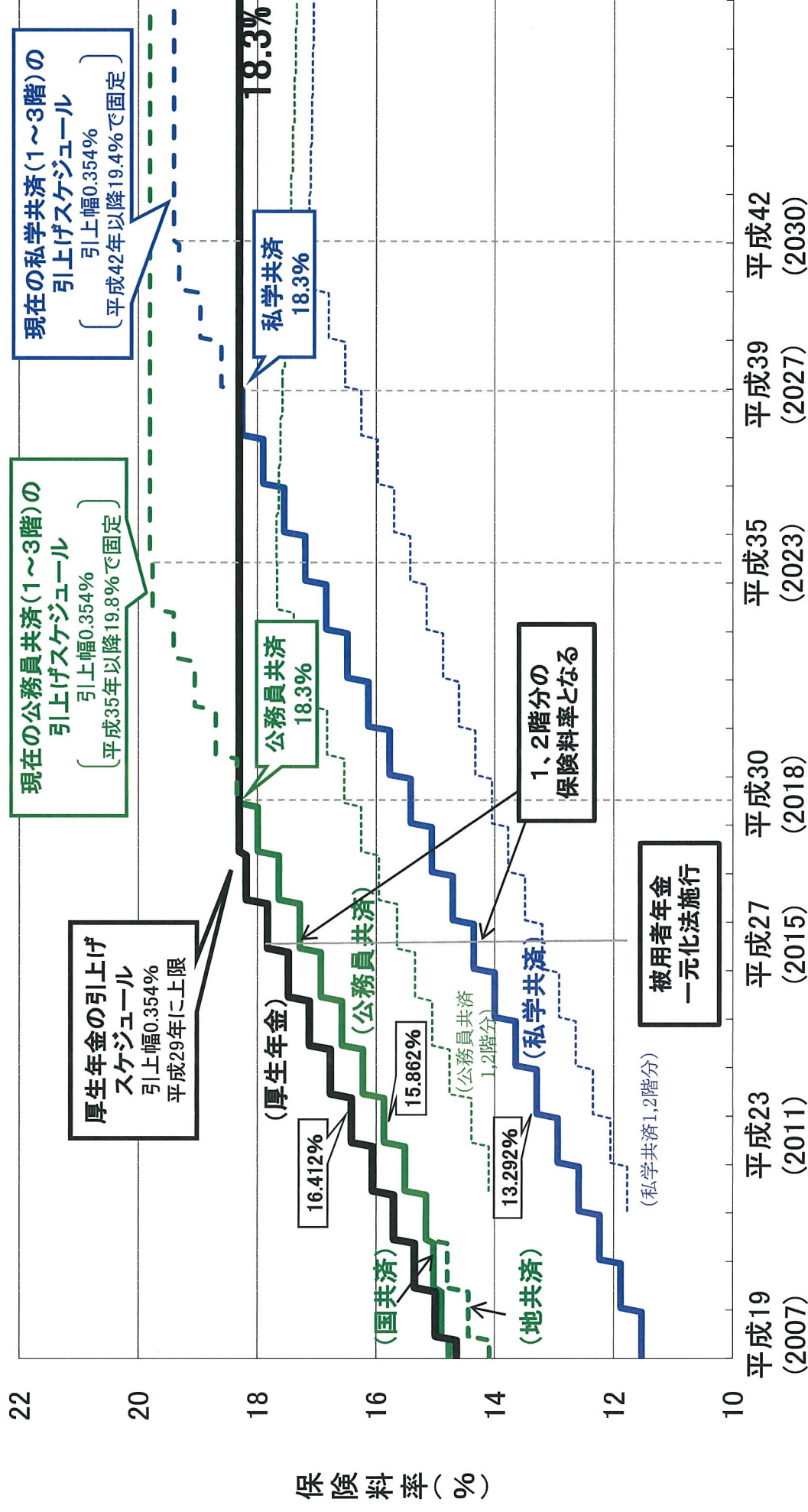
被用者年金一元化（制度的な差異の解消）

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度（下表⑤）など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金に揃える（⑥の厚生年金の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過的措施として存続する）など、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 （注：今年3月に提出した年金改正法案（年金機能強化法案）で、甥姪など3親等内の親族にも拡大）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合（賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式
④障害給付の支給要件	○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合（賃金＋年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
⑤遺族年金の転給	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
（経過的措施）	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。い。（例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。（例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
⑥女子の支給開始年齢	○60歳前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。（昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。（昭和16年4月2日以降生まれ～）

被用者年金一元化（保険料率の統一）

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1) 各共済の引上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。
 (注2) 公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

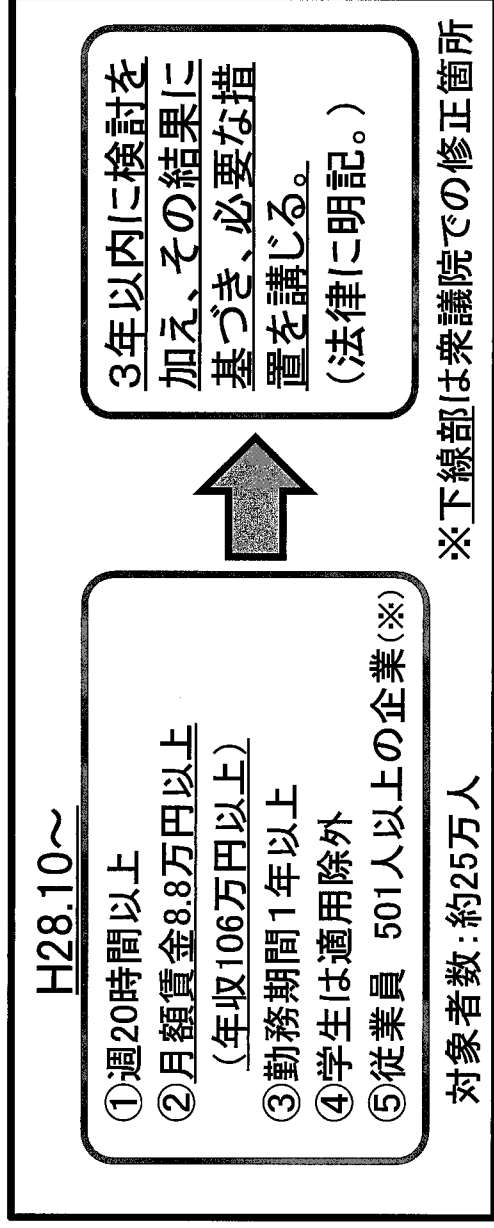
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《《具体案》》

短時間労働者への適用拡大



(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考) 平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

- ① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

対象者数:約10~20万人

《《影響緩和措置》》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

健康保険・船員保険の兄姉の被扶養認定における同一世帯要件の撤廃

【現行】

○ 健康保険及び船員保険の被扶養者について、被保険者の弟妹には生計維持要件のみが課されているのに対し、被保険者の兄姉には生計維持要件に加えて同居要件が課されている。

【施行後】

○ 健康保険及び船員保険の被扶養者の認定要件を見直し、被保険者の兄姉について、被保険者との同居要件を撤廃し、被扶養認定における弟妹との差を解消する。

《参考》

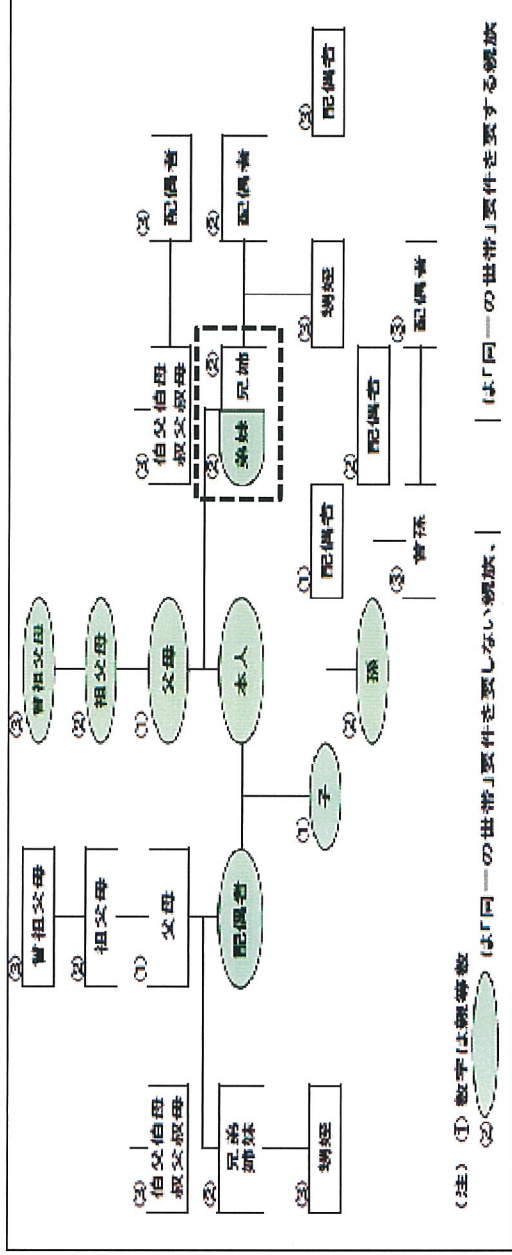
○ 昭和48年以前は、兄弟姉妹全てに同居要件が課されていたが、年長の者が、勉学のため別居しなければならぬような弟妹を扶養する場合にも、健康保険の被扶養者とすることができるよう、同年の法改正で、弟妹については同居要件を外した。

○ 兄姉の被扶養認定に関する同居要件の撤廃は、平成19年の総務省のあっせん(※)を踏まえ、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(平成19年4月13日提出)」に盛り込まれたが、同法案は平成21年7月に廃案となった。

(※)総務省のあっせん(平成19年2月28日)(概要)

昭和48年の法改正当時は状況が変化し、兄姉が弟妹を扶養する場合と弟妹が兄姉を扶養する場合で要件に差を設ける合理性・必要性が乏しいので、厚生労働省は、健康保険の被扶養の認定要件について、弟妹の場合と同様に兄姉の場合も、同一世帯要件を不要とする方向で健康保険法の見直しを検討する必要がある。

健康保険・船員保険の被扶養者の範囲



【施行後】

被保険者の兄姉について、
被保険者との同居要件がなくなり、
被扶養認定における弟妹との差が
解消される。